平成２６年（フ）第１４５６号
名古屋市北区長喜町４丁目21番地の１　県営辻町住宅２街区２棟202号
債務者　西川　順子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４３５号
神奈川県厚木市妻田東１丁目24番１―303号
債務者　青木　繁仁
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２３７号
青森県むつ市栗山町15番５号
債務者　宮本　時子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３８号
青森県むつ市栗山町15番５号
債務者　宮本　幸紀
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４３８号
神奈川県小田原市本町４丁目11番11号　シーサイドハイツさいかち102号、前住所神奈川県秦野市戸川555番地の22
債務者　高崎　利一
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１５３３号
名古屋市南区元塩町４丁目１番地　元塩荘７棟1003号
債務者　畠　ひとみ
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５５２号
熊本県上益城郡御船町大字上野2599番地、前住所熊本県玉名郡玉東町大字木葉576番地89
債務者　山田　　誠
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１２６号
青森県八戸市根城７丁目２番12号　沼沢住宅２号
債務者　椎名　幸典
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１２８号
青森県八戸市大字沢里字藤子38番地１、前住所青森県八戸市湊高台７丁目３番２号　コテージ・ユーポートⅠ―D号室
債務者　岡田満紀子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第５１６号
静岡県藤枝市天王町２丁目10番16号
債務者　相馬　康志
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９２９号
東京都立川市栄町５丁目21番地の１公社住宅511号
債務者　長谷部佳美
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４０２号
静岡県浜松市中区葵東１丁目６番17号　モンレーブ葵東Ⅰ　B―1
債務者　伊藤　孝浩
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４１０号
川崎市川崎区出来野７番６号　ロードスプリング出来野105
債務者　松尾　　賢
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４１１号
川崎市高津区諏訪１丁目12番11号　玉翠荘103、前住所川崎市高津区溝口５丁目９番24号　吉田方
債務者　山口　正光
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４１３号
川崎市川崎区中島３丁目４番３―202号　ドミール中島
債務者　駒崎　明延
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係